

# 農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じるとともに農地利用集積の円滑化を図ること。

(2) 制度の円滑な運用を図るため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体等の事務負担を軽減すること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。

また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

## 2. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保すること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策の充実強化を図ること。

## 3. 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいこ

とから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、さらなる経営安定対策を講じること。

また、畜産農家の施設整備や家畜導入に係る支援措置を拡充すること。

4. 経済連携協定（E P A）や自由貿易協定（F T A）交渉等においては、国内の農林漁業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

#### 5. 鳥獣被害防止対策の推進

（1）鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策を平成 25 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

また、地域の実情に応じた補助対象及び配分基準等の見直しを行うとともに、財政支援の拡充を図ること。

（2）野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、根本的かつ効果的な対策を講じること。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合等における緊急時の対処を可能とするため、鳥獣保護法及び銃刀法等の関係法令の見直しを行うとともに、関係機関と連携した横断的な体制を構築すること。

さらに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため、射撃場を確保するための措置を講じること。

#### 6. 森林整備対策等の充実強化

（1）国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じること。

（2）森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

（3）森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し間伐、路網整備、植栽、治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政支援措置を拡充する

こと。

(4) 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置の拡充を図ること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の安定対策を講じること。

7. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。